

# 恩給審査会運営規則

(平成26年6月17日恩給審査会長決定)

改正 令和3年4月20日

恩給審査会令(平成21年政令第97号)第7条の規定に基づき、恩給審査会運営規則を次のように定める。

## (会議の招集)

第1条 恩給審査会(以下「審査会」という。)の会議は、審査会の会長(以下「会長」という。)が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ開催日時・場所及び議案を委員に通知しなければならない。

## (書面による議事)

第2条 会長は、やむを得ない理由により会議を開催する余裕のないと認めるときその他正当な理由があると認めるときには、書面による審議を行うことができ、事案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審査会の議決に代えることができる。

## (議長)

第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

## (公開)

第4条 審査会の会議、議事録及び会議資料は非公開とし、議事要旨(開催日時・場所、出席委員、議題及び議事概要)は公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、これらを公開又は非公開とすることができる。

## (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この規則は、平成26年6月17日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和3年4月20日から施行する。